

# 一般質問通告書

【第75回定例会】

多可町議会議長 清水 俊博様  
多可町議會議員 廣畠 幸子



| 受 領 日                                 | 番号 |
|---------------------------------------|----|
| 平成29年2月24日<br>午前・ <del>午後</del> 4時55分 | 4  |

| 質問の項目及び要旨       | 答弁を求める者 |
|-----------------|---------|
| 1. 保育料の軽減について   | 町長      |
| 別紙参照            |         |
| 2. 男女共同参画計画について | 町長      |
| 別紙参照            |         |
| 3.              |         |
|                 |         |

## 質問の内容

最初に保育料の軽減措置についてお聞きします。

現在、幼稚園保育料は3歳児6000円、4歳児5歳児はそれぞれ4000円。その他給食費が3000円、教材費が1000円かかりますので、月額は3歳児10000円、4歳児5歳児はそれぞれ8000円が共通の費用となっています。(その他にバス利用料があります)

保育所保育料は、所得割課税額によって「標準時間」「短時間」とともに9階層に分かれており、3歳児以上の最高額は34500円、3歳児未満の最高額は72000円となっています。

29年度から、4歳児5歳児の保育料無料化が始まります。

幼稚園保育料は無料となりますので、4歳児5歳児の費用は、ともに給食費・教材費の4000円となります。

保育所保育料は、4歳児5歳児の短時間認定(8時半から16時半までの保育時間)は4000円、標準時間認定(7時半から18時半までの保育時間)では5000円になります。

財政の厳しい多可町ですが、近隣市町と肩を並べる形で、無料化をスタートさせることは評価に値します。

しかし、反面今まであった町独自の制度が廃止されようとしています。

現在、小学校就学前(0~5歳)の範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とする国の制度に基づいた軽減措置があります。

その上多可町では、町単独の制度として、満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は、3分の1としています。

それが、29年度に限り、経過措置として、満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は3分の2、そして後は廃止されようとしています。

少子化の厳しい時代、なんとか子どもの数をまた、若いご家族を増やしたいとは誰しも思うことです。

かと言つて、なんでもかんでも無料にしなさい、もっともっと補助しなさいと言うつもりはありませんが、このことが子育て世代にどう影響するのかが心配です。

財政厳しい多可町であることは、重々承知していますが、町独自のこの制度は是非続けるべきだと考えます。

いかがでしょうか。

次に男女共同参画計画についてお聞きします。

多可町では平成19年3月に、「天たかく 元気ひろがる美しいまち 多可」を基本理念とする「多可町総合計画（2007－2016）」が策定されました。

その中に「人権尊重のまちをつくる」という、男女共同参画社会の実現がうたわれています。

国では、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化を的確にとらえ、このような変化を乗り越えていくためには、男女共同参画社会の形成が、緊急かつ重要な課題の一つであるからです。

しかし、私たちの身近な現状を見ますと、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残るなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多くあることから、『一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、あらゆる場面で、自ら持てる能力と個性を十分に發揮し、性別にとらわれることなく様々な活動が選択でき、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現』に向け、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念とした「多可町男女共同参画計画」が策定されました。

そこでお聞きします。

○この「男女共同参画計画」の期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする10カ年の計画として策定されています。また、ニーズの変化や町の状況に合わせた計画のため、必要に応じて見直しを行うものとするとありますが、見直しはされたのでしょうか。その内容はどのようなものでしょうか。

○計画の推進体制の中に、「府内における推進体制の整備」とあります。その中には企画・立案・実施の必要性がうたわれていますが、どのような内容があつたでしょうか。また、住民参加・参加体制の強化の中に、「多可町男女共同参画推進委員会」を設置。委員会で本計画の進行管理や関連施策に関するについて協議検討を行うとありますが、成果はどうだったでしょうか。

○国の男女共同参画の会議にも出ておられた町長です。この約10年間で見えた課題もあると思います。もちろん最終年度で、次の計画策定に向けての協議がされると思いますが、町長として重要な課題はどのように考えておられますか。

○旧中町では男女共同参画の行動計画が、旧加美町では男女が共に輝く町づくり条例と行動計画が策定されていましたが、多可町では行動計画を策定する考えは無いのでしょうか。

「男女共同参画」は、なかなか難しいことも多く、考えれば考えるほど奥の深いものですが、「人権尊重」の観点からも大事なことです。つぎの計画策定に向けて、現在の計画の検証も大事なことです。お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。